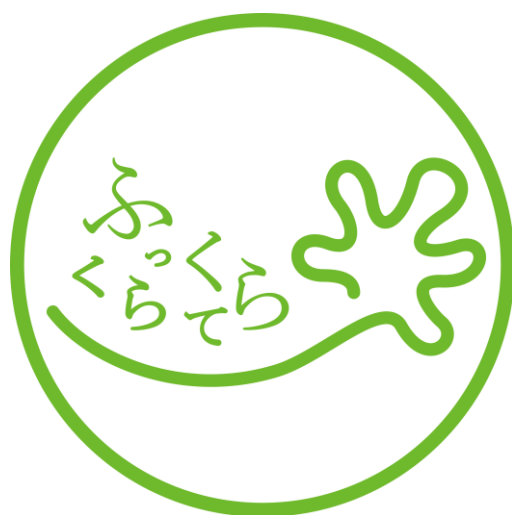


鞍手町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和3年1月策定

令和6年3月改訂

鞍 手 町

目次

第1章 計画策定の背景と目的 1

- 1. 計画策定の背景 1
 - (1) 地球温暖化問題の概要 1
 - (2) 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向 2
 - (3) 地球温暖化対策をめぐる国内の動向 2
- 2. 計画策定の目的 3

第2章 計画の基本的事項 4

- 1. 計画の位置付け 4
- 2. 計画期間・基準年度・目標年度 4
- 3. 計画の対象施設 5
- 4. 対象とする温室効果ガス 6

第3章 温室効果ガスの排出状況 7

- 1. 基準年度（2013年度）実績 7
- 2. 2022年度までの削減状況 15

第4章 計画の目標 17

第5章 具体的な取組 18

- 1. 公共施設、施設の整備及び管理運営に関する取組 18
- 2. エネルギー使用量削減に関する取組 21
- 3. 庁用車に係るエネルギー使用量削減に関する取組 21
- 4. 省資源の推進に関する取組 22
- 5. その他の取組 22

第6章 計画の推進・点検体制及び進捗状況の公表 23

- 1. 計画の推進体制 23
- 2. 事務局（ゼロカーボンシティ推進担当） 23
- 3. 点検体制 23
- 4. 進捗状況の公表 23

資料編 24

- 1. 鞍手町脱炭素化推進庁内検討委員会設置要綱 24
- 2. 鞍手町脱炭素化推進庁内検討委員会委員名簿 25

第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景

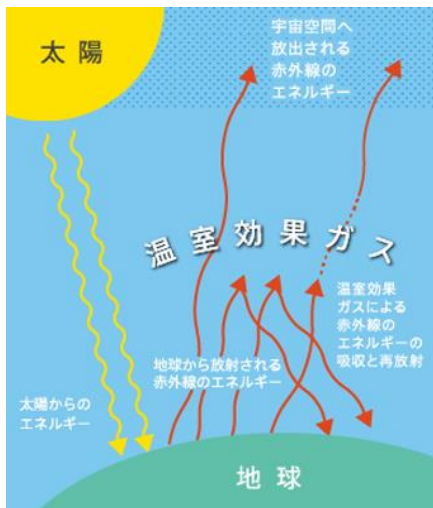
(1) 地球温暖化問題の概要

地球温暖化は、私たちの生活や活動によって大気中の二酸化炭素（以下「CO2」といいます。）など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

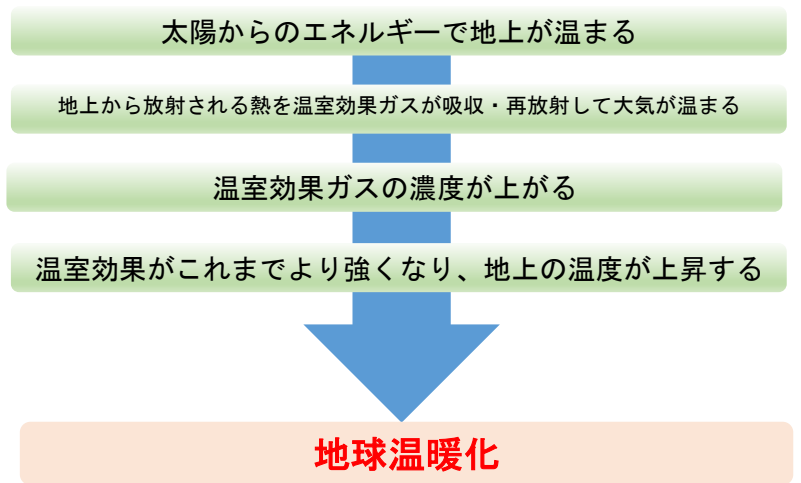
急激な気温の上昇に伴う地球環境の影響としては、次のような内容が挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

- ①海面水位の上昇に伴う陸域の減少
- ②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加
- ③生態系への影響や砂漠化の進行
- ④農業生産や水資源への影響
- ⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加

【図▶地球温暖化のメカニズム】



出典：環境省HP



(2) 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年11月30日から12月12日まで、フランスのパリにおいて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（先進国）※1と、非附属書I国（途上国）※2という垣根を超えたすべての国の参加と、5年毎の各国での地球温暖化対策への貢献状況を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定した画期的なものです。

また、2015年9月に国連サミットで、国際社会共通の目標となる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

これは、2015年から2030年までの長期的な開発の指針で、「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成されており、貧困や飢餓、経済成長から気候変動などの課題を包括したものとなっており、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

なお、目標7や目標13などにより地球温暖化対策に係る目標が設定されています。

※1 附属書I国

温室効果ガス削減目標に言及のある国（先進国及び市場経済移行国、約40カ国と欧州連合）

※2 非附属書I国

温室効果ガス削減目標に言及のない途上国

【図▶SDGs17の目標】



(3) 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

国は、2016年5月13日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」を2021年10月22日に改定し、2021年4月に表明した「2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）及び50%削減の高みに向けて挑戦を続ける」ことを踏まえた中長期の戦略的取組や基本的な考え方などを示しました。削減目標の46%のうち、地方公共団体を含む業務その他部門では約51%削減（2013年度比）を目標にしており、温室効果ガス排出量の削減に向けた行政自らの率先した取組が求められています。

2. 計画策定の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」といいます。）において、地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」といいます。）を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられています。

本計画は、本町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けたさまざまな取組を行い、地球温暖化対策を積極的に推進することを目的とします。

【参考：地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋】

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

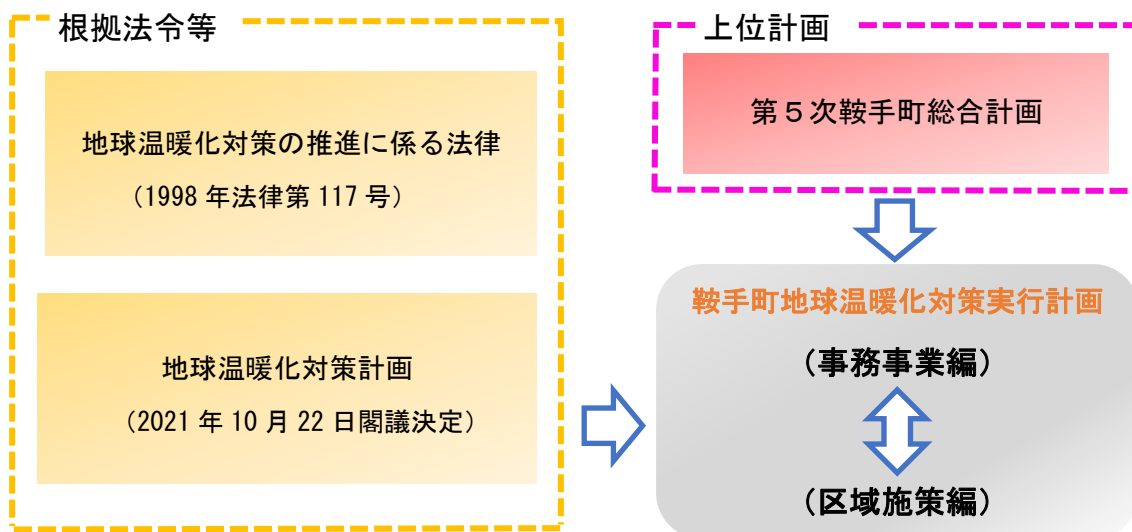
10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の位置付け

本計画は、温対法第 21 条に基づく計画であり、地球温暖化対策の取組を町の事務事業の中で率先して実行するための計画です。

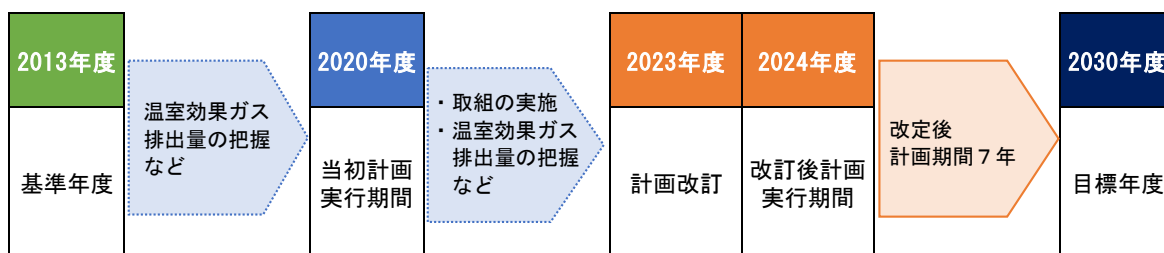
また、温対法第 21 条第 4 項に基づく鞍手町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における方針や施策との整合を図ります。



2. 計画期間・基準年度・目標年度

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に即して策定することとされています。地球温暖化対策計画に合わせて、基準年度を 2013 年度、国の中期目標年度である 2030 年度を目標年度とします。

なお、2021 年 10 月に国の地球温暖化対策計画の削減目標が改定されたことや 2022 年 4 月に本町が脱炭素先行地域[※]に認定されたことから、2023 年度に本計画を改訂し、2024 年度から 2030 年度までの 7 年間を目標値達成に向けた新たな計画期間とします。



※脱炭素先行地域とは、2050 年カーボンニュートラルに向けて、①民生部門（家庭部門や業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロ、②運輸部門や熱利用も含めたその他の温室効果ガスの排出量を国の 2030 年度目標と整合する削減をそれぞれ実現するためのモデルとして国に認定された地域。本町は、北九州都市圏域 18 市町において認定を受けています。

3. 計画の対象施設

本計画は、本町が行うすべての事務事業と、出先機関等を含めたすべての組織及び施設、設備等を対象とします。

なお、基準年度以降は統廃合等による対象施設の増減があることを踏まえ、本計画においては比較する年度時点における施設を算定対象としていきます。

また、改訂時点の調査年度である 2022 年度においては新たに対象とする施設を下表のとおり整理しています。

また、一部事務組合等で運営している施設に関しては、本計画には含まれていませんが、可能な限り実行計画の主旨に沿った取組を実践するよう要請します。

【表▶対象施設・設備等一覧（白枠：基準年度の計画対象、緑枠：新規追加の計画対象）】

施設・設備等	施設・設備等
鞍手町役場庁舎	剣南小学校
鞍手町中央公民館	剣北小学校
鞍手町立体育館	西川小学校
鞍手町歴史民俗博物館	新延小学校
(旧) 鞍手町立野球場※ ¹	室木小学校
鞍手町立テニスコート	古月小学校
(旧) 剣第一保育所※ ²	(旧) 鞍手北中学校※ ⁴
(旧) 西川第一保育所※ ³	(旧) 鞍手南中学校※ ⁴
古月保育所	(旧) 鞍手町立豊翔館※ ⁵
舟川隣保館	学校給食共同調理場
鞍手町総合福祉センター	鞍手町浄水場
勤労者ふれあい棟	浮洲池ポンプ場
鞍手町営葬斎場	鞍手町衛生センター
鞍手町かんがい施設（揚排水機場 11 ヶ所）	公用車
鞍手中学校	剣南学童のびのびクラブ
鞍手学童保育自然クラブ	町営住宅浄化槽
公園街路灯	公園トイレ
室木集会所	春日集会所
亀ノ甲集会所	中山南区集会所
八尋幸ノ浦集会所	鞍手町立弓道場
伊藤常足旧宅	消防団格納庫
古門プレハブ倉庫	マンホールポンプ
泉水増圧ポンプ施設	六反田加圧ポンプ室
室木畑加圧ポンプ室	パイプライン

注）定額電灯などの電力消費量の把握が困難な施設は、計画対象から除いています。

※¹ 鞍手町立野球場 平成 30 年度末廃止

※² 剣第一保育所 令和 2 年 3 月 31 日 閉所

※³ 西川第一保育所 平成 31 年 3 月 31 日 閉所

※⁴ 鞍手北中学校・鞍手南中学校 平成 27 年 4 月 1 日 統合

※⁵ 鞍手町立豊翔館 令和 4 年 3 月 31 日 閉校

4. 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項に掲載されている7種類のガス（表2）のうち、事務事業編では、6種類のガス（CO₂・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄）が算定対象となっています。

このうちエネルギーの消費によって排出されるCO₂は、全温室効果ガス排出量の約9割を占め、地球温暖化への影響が大きいことから、本計画で対象とする温室効果ガスはCO₂とします。

【表▶温室効果ガス種別】

温室効果ガス	主な排出源
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の使用、他人から供給された電気や熱の使用
メタン（CH ₄ ）	工業プロセス、家畜の飼養及び排泄物管理、廃棄物の焼却、埋め立て処分など
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼、工業プロセス、耕地における肥料の施用など
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、プラスチックの製造プロセスなど
パーフルオロカーボン（PFCs）	アルミニウム、半導体の製造プロセスなど
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	電気機械器具や半導体製造プロセス、変圧器、開閉器などの電気機械器具の施用、点検など
三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造プロセス

第3章 温室効果ガスの排出状況

1. 基準年度（2013年度）実績

（1）エネルギー使用状況

本町の事務事業に伴う 2013 年度のエネルギー使用量は、熱量換算値で 56,371GJ^{※1}です（表「エネルギー使用量」）。

電気の割合が最も多く、全体の9割以上を占めています（グラフ「エネルギー使用量の割合」）。

【表▶エネルギー使用量】

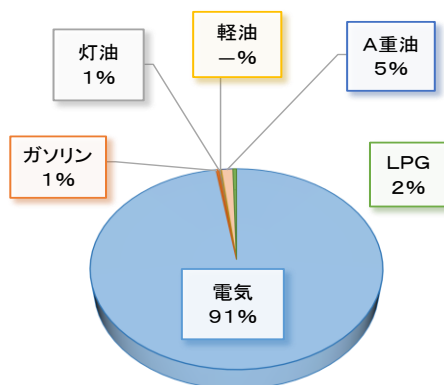
種類	使用量	熱量換算係数	熱量換算 【使用量×熱量換算係数】
電気	5,125,415.0 kWh	9.97 MJ/kWh ^{※2}	51,100.4 GJ
ガソリン	16,475.8 L	34.6 MJ/L	570.0 GJ
灯油	17,611.0 L	36.7 MJ/L	646.0 GJ
軽油	3,127.1 L	37.7 MJ/L	117.9 GJ
A重油	72,000.0 L	39.1 MJ/L	2,815.2 GJ
LPG	22,066.9 kg	50.8 MJ/kg	1,121.0 GJ
合計	-	-	56,370.5 GJ

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」より各種燃料の単位発熱量を用いて算定。

※1 【GJ】ギガジュール。熱量、エネルギー量を示す単位（1GJ=1000MJ=100万J）

※2 【MJ/kWh】メガジュールパーキロワットアワー。1kWhの電気が持つ熱量・エネルギー量を示す。また、事務事業のほとんどが昼間（8時～22時）に行われることから、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」における原油換算のための係数のうち、一般電気事業の昼間買電値を用いて算定

【グラフ▶エネルギー使用量の割合】



「-%」は、使用はあるが設定の桁数表示未満の数量であることを示す。

【表▶施設別エネルギー使用量の内訳】

施設名	電気 (kWh)	ガソリン (L)	灯油 (L)	軽油 (L)	A重油 (L)	LPG (kg)
鞍手町浄水場	1,534,320	0	0	0	0	0
鞍手町衛生センター	1,079,427	0	400	92.0	72,000	63.7
浮洲池ポンプ場	483,067	0	0	0	0	0
鞍手町総合福祉センター	417,528	0	0	0	0	0
鞍手町役場庁舎	341,472	14,907.5	0	1,442.0	0	545.6
鞍手町中央公民館 (鞍手町立体育館含) (鞍手町歴史民俗博物館含)	238,608	1,407.3	0	494.4	0	75.6
鞍手町かんがい施設 (排水機場8ヶ所・揚水機場3ヶ所)	153,480	0	0	0	0	0
鞍手町総合福祉センター (勤労者ふれあい棟)	129,966	0	3,906	0	0	0
鞍手町営葬斎場	105,516	0	7,300	0	0	166.8
(旧) 鞍手北中学校	82,782	96.0	126	0	0	46.8
(旧) 鞍手南中学校	71,838	65.0	342	0	0	63.3
西川小学校	64,062	0	361	0	0	55.9
(旧) 鞍手町立豊翔館	60,570	0	558	0	0	153.5
学校給食共同調理場	56,706	0	688	1,098.7	0	16,455.3
剣南小学校	50,796	0	321	0	0	18.1
剣北小学校	40,716	0	342	0	0	42.7
古月小学校	39,750	0	380	0	0	23.8
室木小学校	39,744	0	324	0	0	20.4
新延小学校	37,290	0	378	0	0	33.1
古月保育所	29,545	0	395	0	0	1,264.1
(旧) 剣第一保育所	23,395	0	800	0	0	1,849.5
(旧) 西川第一保育所	18,622	0	990	0	0	1,166.1
鞍手町立テニスコート	12,852	0	0	0	0	0
舟川隣保館	7,481	0	0	0	0	22.6
(旧) 鞍手町立野球場	5,882	0	0	0	0	0
合計	5,125,415	16,475.8	17,611	3,127.1	72,000	22,066.9

【鞍手町役場】



【鞍手町浄水場】



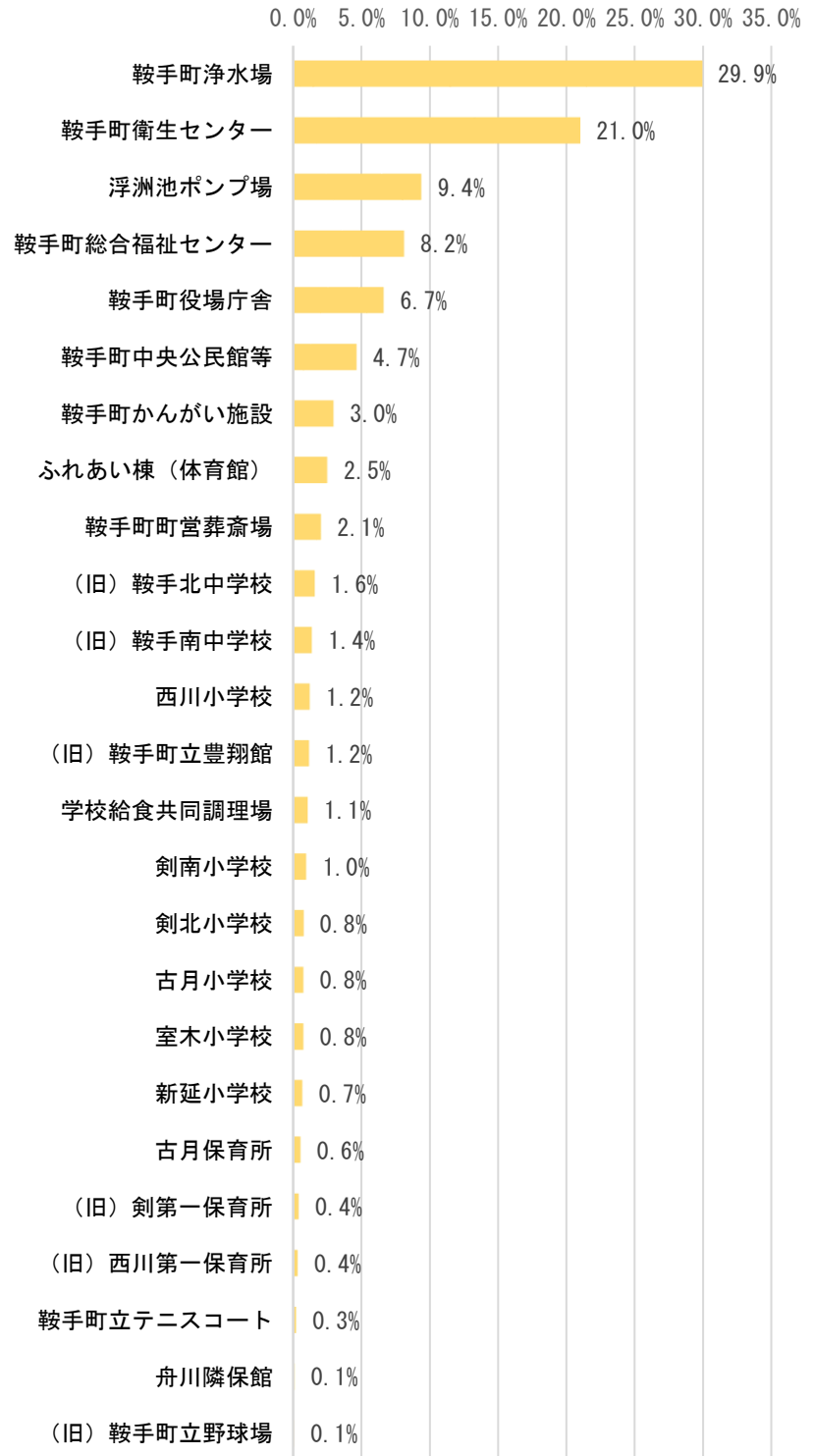
①電気使用量

2013年度の電気使用量は、5,125千kWhです。施設別にみると、常時ポンプが稼働している鞍手町浄水場や、し尿処理を行う鞍手町衛生センターの電気使用量が多く、全体の約5割以上を占めています。また、施設規模が大きく使用時間が長い施設ほど電気使用量が多い傾向にあります。

【表▶電気使用量の内訳】

施設名	(規準年度)2013年
	千kWh
鞍手町浄水場	1,534
鞍手町衛生センター	1,079
浮洲池ポンプ場	483
鞍手町総合福祉センター	418
鞍手町役場庁舎	341
鞍手町中央公民館等	239
鞍手町かんがい施設	153
ふれあい棟(体育館)	130
鞍手町町営葬斎場	106
(旧)鞍手北中学校	83
(旧)鞍手南中学校	72
西川小学校	64
(旧)鞍手町立豊翔館	61
学校給食共同調理場	57
剣南小学校	51
剣北小学校	41
古月小学校	40
室木小学校	40
新延小学校	37
古月保育所	30
(旧)剣第一保育所	23
(旧)西川第一保育所	19
鞍手町立テニスコート	13
舟川隣保館	7
(旧)鞍手町立野球場	6
鞍手中学校	—
合計	5,127

【グラフ▶全体電気使用量に占める施設別の割合】



②ガソリン使用量

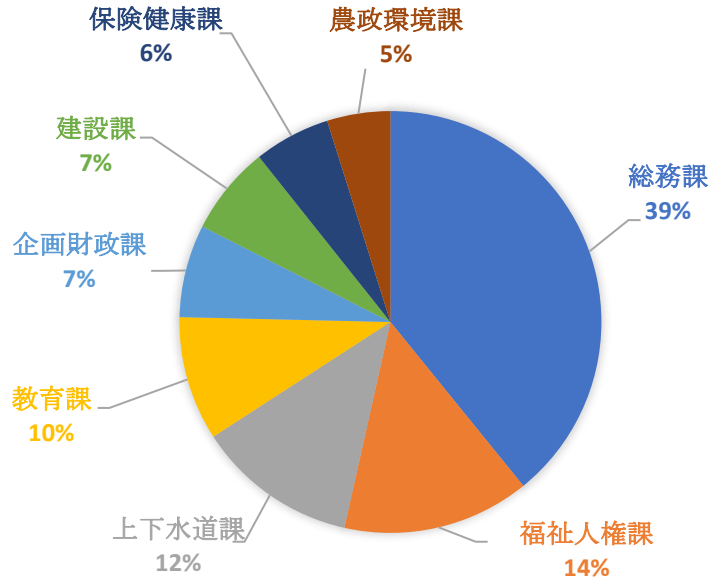
2013年度のガソリン使用量は、16,475Lです。

また、公用車管理台数の多い総務課の占める割合が多くなっています。

【表▶ガソリン使用量の内訳】

所属名	L
総務課	6,451
福祉人権課	2,365
上下水道課	2,033
教育課	1,568
企画財政課	1,172
建設課	1,124
保険健康課	963
農政環境課	799
合計	16,475

【グラフ▶全体ガソリン使用量に占める所属別の割合】



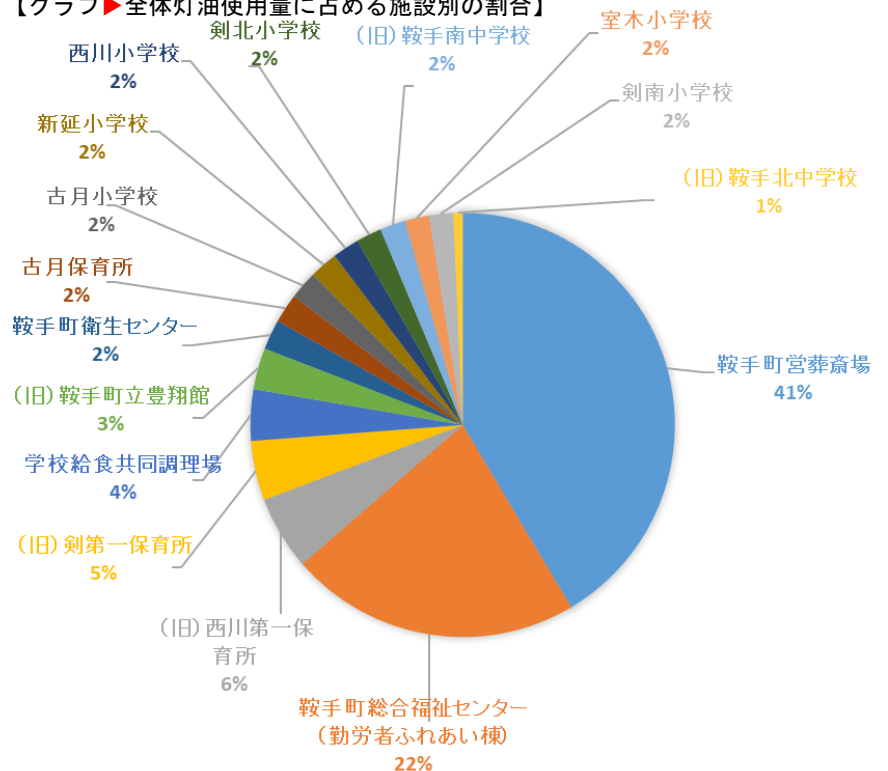
③灯油使用量

2013年度の灯油使用量は、17,611Lです。火葬を行う鞍手町営葬斎場が全体の約4割を占め、次いで冷暖房に使用している鞍手町総合福祉センター（勤労者ふれあい棟）の使用割合が高くなっています。

【表▶灯油使用量の内訳】

施設名	L
鞍手町営葬斎場	7,300
鞍手町総合福祉センター (勤労者ふれあい棟)	3,906
(旧)西川第一保育所	990
(旧)剣第一保育所	800
学校給食共同調理場	688
(旧)鞍手町立豊翔館	558
鞍手町衛生センター	400
古月保育所	395
古月小学校	380
新延小学校	378
西川小学校	361
剣北小学校	342
(旧)鞍手南中学校	342
室木小学校	324
剣南小学校	321
(旧)鞍手北中学校	126
合計	17,611

【グラフ▶全体灯油使用量に占める施設別の割合】



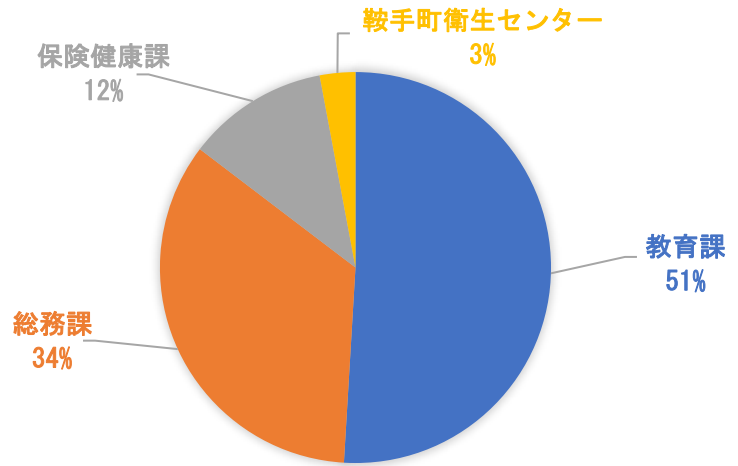
④軽油使用量

2013年度の軽油使用量は、3,127Lです。学校給食の配食を行う学校給食共同調理場を含む教育課、公用車管理台数の多い総務課の使用割合が高くなっています。

【表▶軽油使用量の内訳】

施設名	L
教育課	1,593
総務課	1,076
保険健康課	366
鞍手町衛生センター	92
合計	3,127

【グラフ▶全体軽油使用量に占める所属及び施設別割合】



⑤A重油使用量

2013年度のA重油使用量は、72,000Lです。すべて鞍手町衛生センターでし尿処理に使用されています。

【表▶A重油使用量の内訳】

施設名	L
鞍手町衛生センター	72,000

【鞍手町衛生センター】



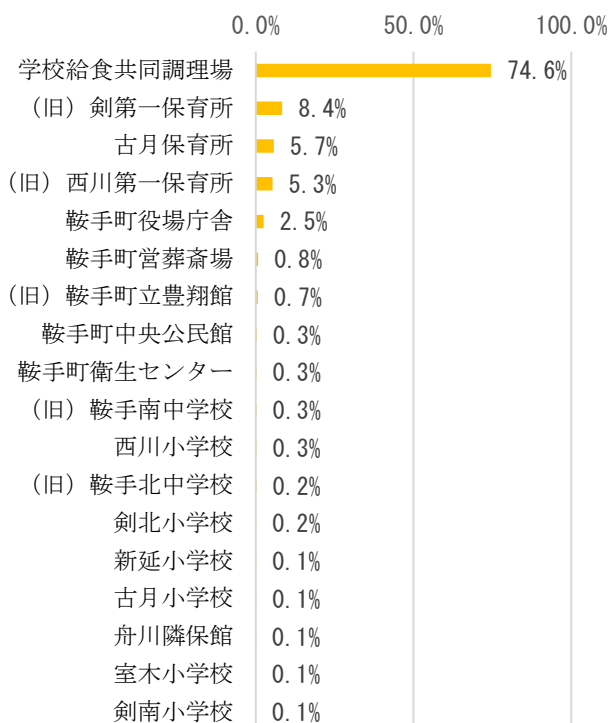
⑥LPG 使用量

2013年度のLPG使用量は、22,066 kgです。学校給食共同調理場が全体の7割以上を占めており、また約2割は、各保育所の厨房による使用量が多くなっています。

【表▶LPG 使用量の内訳】

施設名	kg
学校給食共同調理場	16,455.30
(旧)剣第一保育所	1,849.50
古月保育所	1,264.10
(旧)西川第一保育所	1,166.10
鞍手町役場庁舎	545.6
鞍手町営葬斎場	166.8
(旧)鞍手町立豊翔館	153.5
鞍手町中央公民館	75.6
鞍手町衛生センター	63.7
(旧)鞍手南中学校	63.3
西川小学校	55.9
(旧)鞍手北中学校	46.8
剣北小学校	42.7
新延小学校	33.1
古月小学校	23.8
舟川隣保館	22.6
室木小学校	20.4
剣南小学校	18.1
合計	22,066.90

【グラフ▶全体LPG使用量に占める施設別の割合】



(注) 小数点以下の端数の調整により、合計が100%にならない場合があります。

【学校給食共同調理場】



(2) CO2 排出量の算定方法

CO2 の排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン ver. 1.0（平成 29 年 環境省）」に基づき、電気や燃料使用量等の活動量に、CO2 排出係数を乗じて算定します。

■CO2 排出量の算定式

$$\text{CO2 排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

事務・事業に伴う電気使用量や燃料使用量
電気や燃料の単位使用量あたりに発生する CO2 排出量

【表▶CO2 排出係数（燃料の使用）】

燃料の種類	排出係数
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L
灯油	2.49 kg-CO ₂ /L
軽油	2.58 kg-CO ₂ /L
A重油	2.71 kg-CO ₂ /L
液化石油ガス (LPG)	3.00 kg-CO ₂ /kg

出典「温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」

【表▶CO2 排出係数（電力会社から供給された電気の使用）】

年度 電気事業者	基礎排出係数 (t-CO ₂ /kWh)					
	H24		H30	R 1	R 2	R 3
九州電力 (株)	0.000612	~	0.000319	0.000344	0.000365	0.000296
(株)北九州パワ ー	—		0.000069	0.000180	0.000219	0.000239

注) 朱書きの排出量は、本計画において CO2 排出量算定に用いた排出係数

◇一般電気事業者における CO2 排出係数とは

温室効果ガスの排出量は、「活動量」（例えば、ガソリン、電気、ガスなどの使用量）に、「排出係数^{※1}」を乗じて求めます。

特に、電気使用に伴う CO2 排出量の算出に当たっては、各電気事業者が電力を発電するために排出した CO2 排出量を推し量る指標である「CO2 排出係数」が用いられています。

また、本計画における CO2 排出量の算定では、主に「基礎排出係数^{※2}」を用いますが、進捗管理においては「調整後排出係数^{※3}」による排出量算定も整理します。

※1 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、「排出係数」として国に報告することが義務付けられているもの。

※2 電気事業者がそれぞれ供給した電気の発電に伴う燃料の燃焼によって排出された CO2 の量（基礎 CO2 排出量）を、当該電気事業者が供給した電力量で除して算出されたもの。

※3 電気事業者の基礎 CO2 排出量に再エネの固定価格買取制度（FIT）等に伴う CO2 排出量の調整等が反映されたものを当該電気 CO2 事業者が供給した電力量で除して算出されたもの。

(3) CO2 排出量

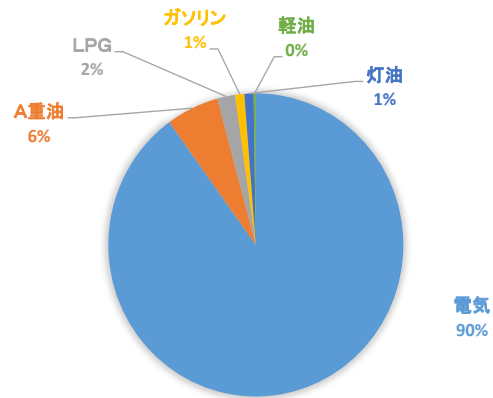
2013年度のCO2排出量は、3,488 t-CO₂です。そのうち電気の使用による排出量が最も多く、全体の9割(3,137 t-CO₂)を占めています。

施設別の排出量をみると、鞍手町浄水場、鞍手町衛生センターが全体の5割以上を占めています。

【表▶エネルギー別CO2排出量の内訳】

種別	t-CO ₂
電気	3,137
A重油	195
LPG	66
灯油	44
ガソリン	38
軽油	8
合計	3,488

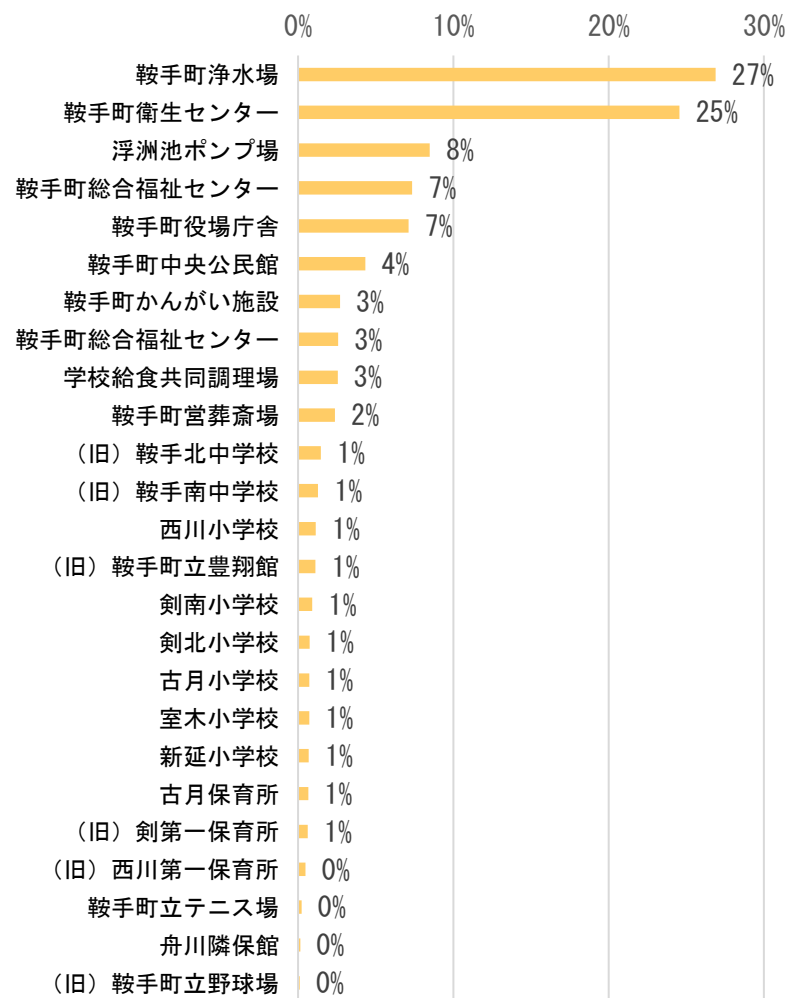
【グラフ▶全体CO2排出量に占めるエネルギー別の割合】



【表▶施設別CO2排出量の内訳】

施設名	t-CO ₂
鞍手町浄水場	938
鞍手町衛生センター	857
浮洲池ポンプ場	296
鞍手町総合福祉センター	256
鞍手町役場庁舎	248
鞍手町中央公民館	151
鞍手町かんがい施設	94
鞍手町総合福祉センター	90
学校給食共同調理場	89
鞍手町営葬斎場	83
(旧)鞍手北中学校	51
(旧)鞍手南中学校	45
西川小学校	40
(旧)鞍手町立豊翔館	39
剣南小学校	32
剣北小学校	26
古月小学校	25
室木小学校	25
新延小学校	24
古月保育所	23
(旧)剣第一保育所	22
(旧)西川第一保育所	17
鞍手町立テニスコート	8
舟川隣保館	5
(旧)鞍手町立野球場	4
合計	3,488

【グラフ▶全体CO2排出量に占める施設別の割合】



「0%」は、使用はあるが設定の桁数表示未満の数量であることを示す。

2. 2022 年度までの削減状況

2022 年度における CO2 排出量を 2013（基準）年度実績と比較すると、47.6%削減されています。

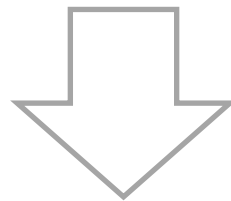
これは、本町における省エネ対策（公共施設の照明の LED 化等の取組）や再エネ由来 100%電力供給（一部の公共施設の電気契約の切替）、電力会社の CO2 排出係数の低減が要因と考えられます。

なお、表「エネルギー別使用状況の比較（基準年度比）」を見ると、2013 年度に比べ、電気、軽油の使用量は増加傾向にあり、軽油の CO2 排出量も増加しています。

一方で、電気は使用量が増加しているにもかかわらず CO2 排出量は削減されていることから、最も大きな要因は電力会社の CO2 排出係数の低減であるといえます。そのため、根本的な排出量削減のためには、より徹底したエネルギー消費量の削減が求められます。

基準年度（2013 年度）

温室効果ガス排出量 3,488 t-CO₂



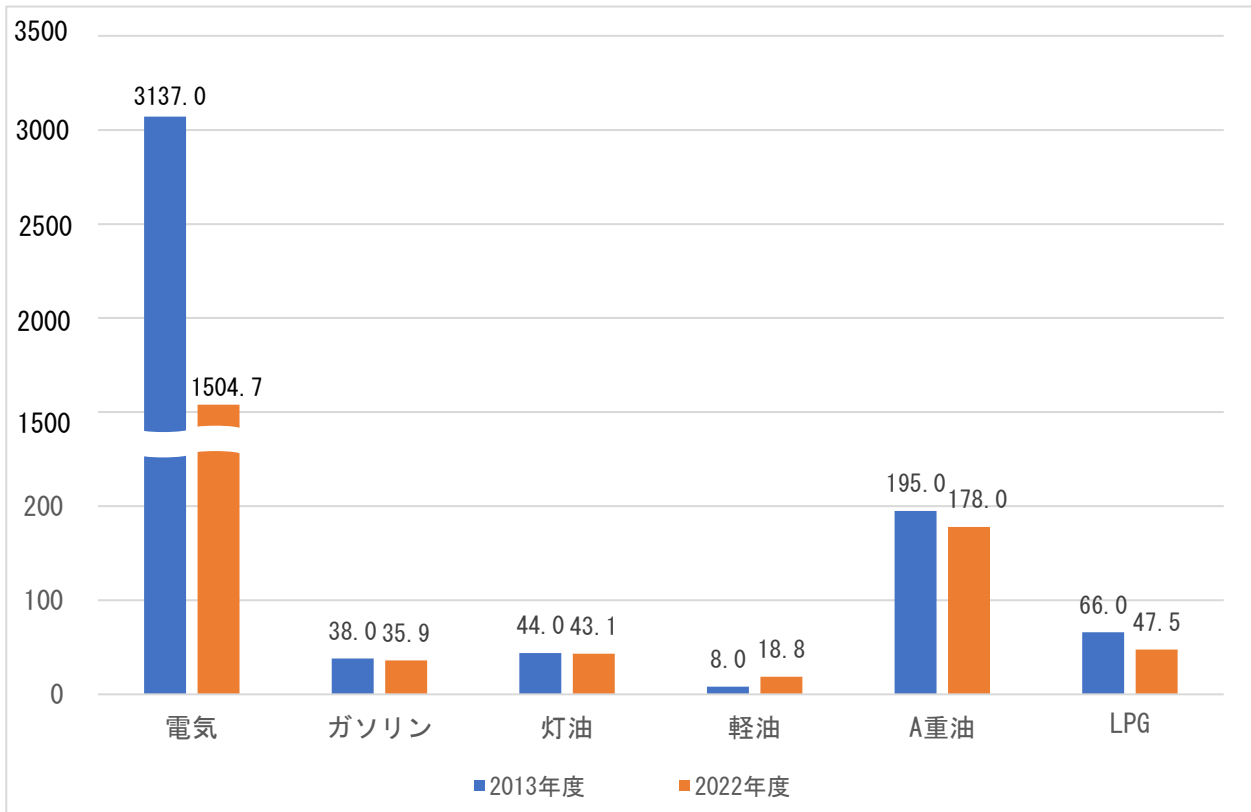
2022 年度までの取組における温室効果ガスの削減量

47.6%削減（△1,659.9 t-CO₂）

【表▶エネルギー別使用状況の比較（基準年度比）】

使用	年度 単位	2013年度 (基準年度)	2022年度 (計画改訂時)		
		実績値	実績値	基準年度との比較	
				増減	削減率(%)
電気の使用	kWh	5,125,415.0	5,152,915.0	27,500.0	0.5
燃料の使用		131,280.8	121,611.8	-9,669.0	-7.4
A重油	L	72,000.0	65,700.0	-6,300.0	-8.8
LPG	kg	22,066.9	15,843.6	-6,223.3	-28.2
灯油	L	17,611.0	17,322.0	-289.0	-1.6
ガソリン	L	16,475.8	15,469.4	-1,006.4	-6.1
軽油	L	3,127.1	7,276.8	4,149.7	132.7

図7 エネルギー別CO2排出量の比較（基準年度比）



第4章 計画の目標

2021年10月22日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において国が掲げる部門別のCO₂排出削減量では、業務その他部門は2030年度で51%（2013年度比）の削減目標が掲げられています。

また、本町では2022年から参加している北九州都市圏域18市町による脱炭素先行地域の要件である「2030年度までに設置可能な公共施設に可能な限り自家消費用の太陽光発電設備を導入し、導入しない公共施設においては再エネ100%電力を導入する」を考慮し、電力使用による実質的なCO₂排出量の削減を目指すこととしています。

これらのことから、本計画においては、2030年時点で**51%以上の削減**を目標値として掲げます。

基準年度（2013年度）

CO₂排出量 3,488 t-CO₂



2030年度（目標年度）までのCO₂削減量

2013年度比で51%以上削減**（△1,779 t -CO₂以上）**

第5章 具体的な取組

施設整備の運用改善及び導入・更新など、施設計画に関する取組の他、日常業務を通じて行う環境配慮行動を推進します。具体的な取組内容によっては既に実施しているものもありますが、今後も、ここに示す考え方を念頭にすべての施設、職員で徹底した実施を目指します。

1. 公共施設、施設の整備及び管理運営に関する取組

取組項目	具体的な取組内容
再生可能エネルギーの導入	公共施設の新築・改築時及び既存施設に対し、効率性や効果、設置可能性等を踏まえ、設置可能な建築物に太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを最大限導入する。
電力の契約	庁舎等の施設で使用する電気の供給を受ける契約にあたっては、2030年度までの再エネ電力調達の100%導入を進める。
施設・設備の改善	今後予定している新築事業については、建築物の規模や用途を考慮の上、ZEB Oriented ^{※1} 相当以上とし、2030年までに新築建築物の平均でZEB Ready ^{※1} 相当となることを目指す。
	公共施設の新築・改築等に併せて、高効率照明（LED照明等）、断熱性に優れた材料や省エネ型設備を導入する。
	既設の施設整備の特性に基づいた運用改善の見直しを行う。
	省エネルギー設備・機器の導入基準を参考に設備・機器の整備を行う。【参考 L2 - Tech 認証製品 ^{※2} 一覧】
	公共施設の緑化を推進する。
新庁舎建設における ZEB ^{※1} の導入	太陽光発電、地中熱発電、雨水、井戸水の利用など自然エネルギーを積極的に活用する。
	庇や大屋根による採光調整や日照負荷の低減によりエネルギー使用率を削減する。
	自然採光を取り入れる。
	自然換気を行う。また、エコボイドを設けて、上下階の温度差による重力換気を行う。
	高効率照明器具、LED照明器具を採用し、制御システムにより集中管理を行う。
	熱源機器・エアコンを適正台数設置し、インバーター制御することにより空調の効率化を図る。
	地熱利用により空調負荷を軽減する。

※1 Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で「ゼブ」と呼びます。省エネや再エネの導入により快適な室内環境を実現しながら、従来の基準建築物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

- ZEB : 省エネ+再エネでエネルギー消費量を100%以上削減
- Nearly ZEB1 : 省エネ+再エネでエネルギー消費量を75~100%未満削減
- ZEB Ready : 省エネでエネルギー消費量を50%以上削減
- ZEB Oriented : 省エネでエネルギー消費量を30%または40%以上削減(10,000㎡以上の建築物)

※2 環境省が公表する、先進的(Leading)な低炭素技術(Low-carbon Technology)の水準にあることを認証された製品のことで、エネルギー起源CO2の排出削減に最大の効果をもたらすことが認められています。

2022 年度に「鞍手町公共施設再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」を実施しています。調査を実施した施設については、調査結果（表「調査施設における導入可能な発電出力と発電量」※¹）を活用し、太陽光発電設備の導入を検討していきます。

また、施設内の遊休地や調査施設以外の施設についても、エネルギー需要量などを考慮し、検討対象としていきます。なお、小学校や福祉センターなどの統廃合が予定されている施設については、施設利活用施策やエネルギー政策等に合わせて、導入検討していきます。

また、導入手法については、自己所有方式のほか、初期コストのかからない第三者所有方式※²などの幅広い手法を検討していくとともに、導入に際しては、次の取組も考慮し、展開していきます。

【表▶調査施設における導入可能な発電出力と発電量】

施設名	所在地	導入可能な 発電出力 (kW)	推計年間 発電量 (kWh)
鞍手町中央浄水場	大字中山3024番地	62.53	67,551
鞍手町総合福祉センター	大字新延414-1	340.03	366,328
勤労者ふれあい棟		152.44	164,681
浮洲ポンプ場（取水塔）	大字木月	8.51	9,193
鞍手町営葬斎場	大字中山3397	153.92	166,280
文化体育総合施設	大字小牧2105	285.64	308,578
鞍手中学校	大字小牧2122-1	396.64	428,492
剣南小学校	大字中山2213-1	50.32	54,361
剣北小学校	大字中山3266	46.99	50,763
古月小学校	大字木月1149	51.06	55,160
西川小学校	大字新北1081	11.10	11,991
新延小学校	大字新延1511	111.00	119,914
室木小学校	大字室木1290	19.98	21,584
鞍手駅舎	大字小牧573	8.51	9,193
合計	—	1720.87	1,858,053

※¹ ポテンシャル調査では、調査施設の接地面に導入可能な最大容量を分析しています。導入に当たっては、施設の運営方針、構造上の安全性、電力の消費効率性などを踏まえた検討により導入の最終判断を行います。

※² リースやPPA方式のように直接需要家が太陽光発電設備を所有しない方式のこと。

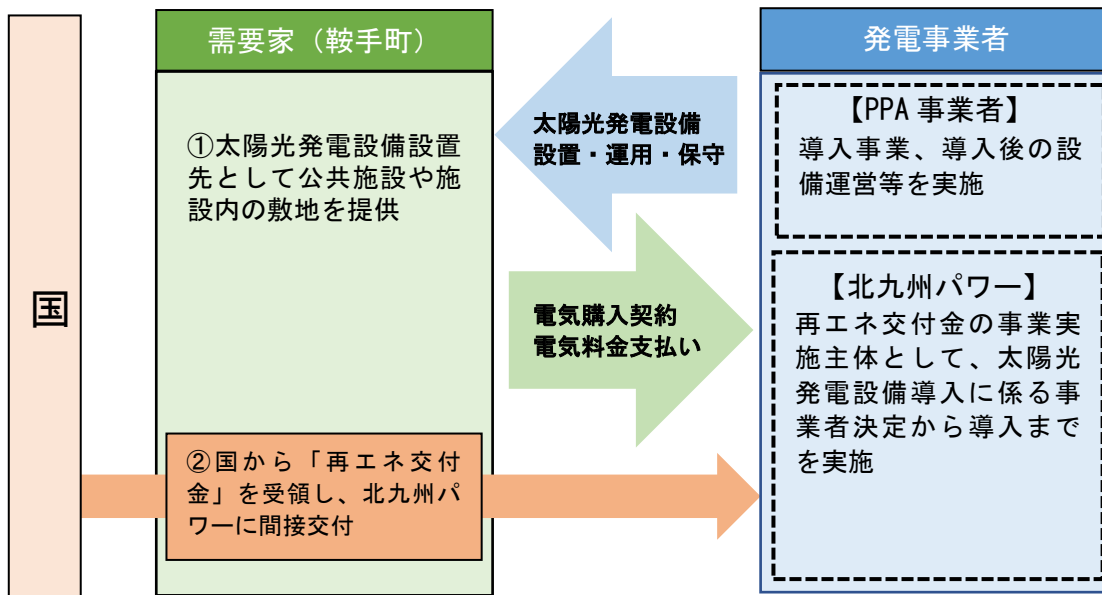
本町は、2022年度から北九州都市圏域18市町による脱炭素先行地域に参加しています。具体的には次の3つ項目に取り組めます。

また、本取組では第三者所有方式のうち、初期コストのかからない PPA 方式による太陽光発電設備の導入を展開しています。

本町においても導入先施設の諸条件を精査の上、可能な限り PPA 方式による導入を展開していきます。

- 太陽光発電設備の導入による温室効果ガス排出量の削減
- 効率的かつ効果的に設置可能な公共施設に太陽光発電設備の導入
- 2030（令和12）年度までに公共施設で使用する電力を100%再エネ由来に切替

【図▶先行地域における PPA 方式の太陽光発電設備導入事業イメージ】



2. エネルギー使用量削減に関する取組

取組項目	具体的な取組内容
電気の削減	施設や会議室においては、使用時以外は消灯を徹底する。
	電気使用量の把握、管理に努める。
	冷暖房・空調機器は適正な温度設定やクールビズ、ウォームビズの徹底による機器の負担軽減を図る。
	OA 機器は使用時以外の電源オフやスタンバイモードの活用を徹底する。
労働時間の短縮等	事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図る。
	ノー残業デーの実施を徹底する。
ガスの使用	火力を調節するなど、無駄なガスを消費しないよう努める。
灯油の使用	冷暖房機器を適正に管理し、燃焼効率を向上させ、灯油の使用量の削減に努める。
重油の使用	効率的な運転に努める。またボイラー等の交換時には、熱効率の良い機種を導入を図る。

3. 庁用車に係るエネルギー使用量削減に関する取組

取組項目	具体的な取組内容
公用車の更新	公用車の買い替え等の際は、電気自動車等のエコカーの導入を検討する。
公用車の使用	走行ルート合理化を図る。
	業務上可能な場合には、相乗りを励行する。
	経済走行に努め、急発進、急加速、空ぶかし、不要なアイドリングを防止する等、エコドライブを徹底する。また、待機中のエンジン停止を励行する。

4. 省資源の推進に関する取組

取組項目	具体的な取組内容
用紙類の使用量の削減	会議等で使用する資料の簡素化、電子化、紙資料の削減や作成部数の適正化を徹底する。
	ICTを活用した電子会議システムを構築し、ペーパーレス化を推進する。
	可能な限り、両面コピーを徹底する。
	文書及び資料の共有化を徹底する。
ごみの減量化・リサイクルの推進	施設から排出されるごみの発生抑制、プラスチックを含めた分別の徹底を図る。
	備品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図る。
	コピー機やプリンターのトナーカートリッジを可能な範囲で再利用する。
物品の購入	電気製品等の物品の新規購入や、レンタルをする際には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを選ぶよう努める。
	事務用品は、余分な数を購入しない、詰替えやりサイクル可能な消耗品を購入する等、グリーン購入を推進する。

5. その他の取組

取組項目	具体的な取組内容
職員の環境保全に関する意識の向上	職員1人ひとりが、地球温暖化対策の必要性を認識し、エネルギーの削減と有効利用を図ることが環境負荷の低減だけでなく、費用の節減にもなることを理解して自発的な取組となるよう、職員への情報提供や意識向上を図る。

第6章 計画の推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 鞍手町脱炭素化推進庁内検討委員会

鞍手町脱炭素化推進庁内検討委員会は、町長、各課局等の長で構成し、計画の策定や見直し及び推進管理を行います。なお、本委員会は、具体的な取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的実施状況を把握し、事務局に報告します。

2. 事務局（ゼロカーボンシティ推進担当）

事務局は、計画の実施状況のとりまとめ等を行うとともに、鞍手町脱炭素化推進庁内検討委員会の開催・運営を行います。

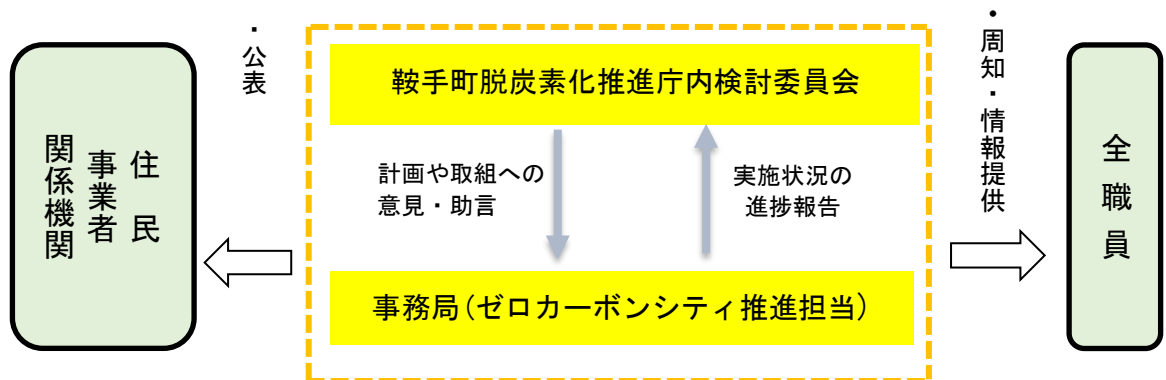
3. 点検体制

事務局は、エネルギー使用量の把握等により、鞍手町脱炭素化推進庁内検討委員会において年1回の点検評価を行います。

4. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び温室効果ガス排出量実績については、年1回、町ホームページ等で公表します。

【図▶計画の策定・見直し・進行管理イメージ】



1. 鞍手町脱炭素化推進庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鞍手町の温室効果ガスの排出量削減を目的として、地域の再生可能エネルギーの利用推進、住民、事業者及び行政における温室効果ガス削減活動の促進、循環型社会の形成などにより地球温暖化対策の推進を図るため、鞍手町地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鞍手町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定及び見直しに関すること。
- (2) 鞍手町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 地域の脱炭素化に向けた方針等の検討及び庁内の調整に関すること。
- (4) 鞍手町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容検討及び庁内の調整に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、町長、副町長及び各課等の長（以下「委員」という）をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は町長とし、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、環境関係業務所管課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月9日告示第93号）

この告示は、公布の日から施行する。

2. 鞍手町脱炭素化推進庁内検討委員会委員名簿

(2024年3月末現在)

委員の属性	役職	委員名
委員長	町長	岡崎 邦博
副委員長	副町長	浅野 彩
委員	総務課長	高橋 奈美江
	まちづくり課長	柴田 隆臣
	都市整備課長	西生 卓矢
	管財課長	石田 正樹
	産業振興課長	梶栗 恭輔
	上下水道課長	神谷 徹
	健康こども課長	沼野 葉子
	福祉人権課長	田鶴原 竜二
	会計課長	武谷 朋視
	税務保険課長	石田 克
	住民環境課長	大村 俊夫
	教育課長	森永 健一
議会事務局	広瀬 真一	

鞍手町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 6年 3月発行

編集・発行 鞍手町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

TEL : 0949-42-2111 FAX : 0949-42-5693

町公式 HP <http://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <https://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

町 LINE 公式アカウント @kurate

「ふっ」と笑顔になる。

「て」を伸ばせば望みに届く。

探せば「ふく」も見つかる。

ふっくらくらくらて。



【ふっくらくらくらて】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。